

憲法をないがしろ

参院安保特 小池議員が批判

日本共産党の小池晃議員は21日の参院安保法制特別委員会で、戦争法案の成立を前提に、自衛隊統合幕僚監部が詳細な部隊運用計画を記載した内部文書を作成していた問題について、安倍首相を直接たたきました。

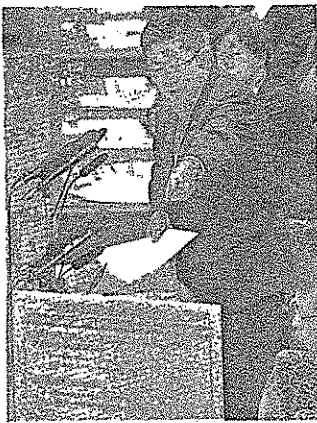
↓詳報④・関連④の面

「軍」表現も当然視

首相は「法案を具体化 指示のもと、その範囲内でしていきなさい」と検討課題を整理されたものだ」と述べ、理すべく、分析や研究を行うのは当然だ。問題ある発言。小池氏は、中谷元とほぼ全く考えていない」と強弁しました。

小池氏は「省庁の問題ではなく自衛隊という実力組織だ。軍隊を独走させてはいけないというのは戦前の教訓だ」と反論。「内容は国会で全く説明してないものはかりだ。国民と国会を愚弄するものだ」と批判しました。

また首相は「防衛大臣の「便宜的な表現であり、問



パネルを示して質問する小池晃議員＝21日、参院安保法制特委

小池氏はさらに内部文書は、米軍等の「武器等防護」に關し、自衛隊の武器使用基準である「ROEの策定」と記述していることについて、「米軍と武器使用基準を共有することになる」と言及。「統幕内部文

国会軽視の独走 告発

自衛隊内部文書 憲法学者が緊急声明

自衛隊の統合幕僚監部が戦争法案の成立を前提に部隊編成などを計画した内部文書を作成していた問題で、憲法学者有志は21日、参院議員会館で記者会見し、国会の厳正な対応を求め緊急声明を発表しました。

「重大な国会軽視であり、独走」などのべ、安倍政権が国会や憲法を軽視し、日米軍事同盟を最優先する重大性を告発しました。緊急声明全文の面

参院議員会館で記者会見し、国会の厳正な対応を求め緊急声明を発表しました。緊急声明全文の面



緊急声明を発表した憲法研究

声明は、「台憲性に深刻な疑義のある法案について、その成立を何らの留保なしに予定して検討課題を示すことは、憲法政治上の重大な問題である」と告発しました。

記者会見には、稲正樹・国際基督教大学客員教授、小沢隆一・東京慈恵会医科大学教授、只野雅人・一橋大学教授、永山茂樹・東海大学教授、三輪隆・埼玉大学名誉教授が出席。三輪氏は「国会をこげにするものだ。法案の賛否にかかわらず与野議員も含めて怒らなければいけない。内閣の責任の問題になる」と指摘しました。

8/22 手控

統合幕僚監部内部文書
国会の厳正なる対応を

憲法学者の緊急声明

21日に憲法学者有志が発表した「統合幕僚監部内部文書に
関わり国会の厳正なる対応を求める緊急
声明」は次の通りで

ている。これは、ガイドラインこそが日本の防衛当局にとっての最上位規範であることを露骨に示すものである。そもそもガイドラインは、政府がアメリカと結んだ政策文書であって、国会の審議や合意を経たものではない。また、この文書には本来国内法上の根拠を必要とするはずの自衛隊の運用課題も、ガイドラインのみを前提に示されている。これは重大な国会軽視であり、独走であると言わねばならない。

第3に、この文書は、ガイドラインにも記されていないACM（同盟調整メカニズム）内の「軍間の調整所」設置、そして法案に特定されていない地域をあげて南スーダンプK Oへの「駆け付け警護」等の業務の追加、南シナ海における警戒監視などへの関与

人の救出など、武力行使に直結する内容のものであることも見逃すことができない。法案のこれらの点に関する国会審議は全く不十分であるが、この文書はこうした課題を新法施行後ただちに実施することを予定している。

総じてこの文書はガイドラインに基づいて事実上の武力行使を含む「切れ目のない」自衛隊運用の課題を挙げるもので、憲法の平和主義に基づき対外関係の推進に真っ向から反するものとなっている。

統合幕僚監部がいわゆる安保安運連法案の成立を前提に、詳しい文書を作成していたことが明らかにされた。この文書には、憲法上見過ごすことのできない以下のような問題があると私たちは考え、国会の厳正なる対応を求めるものである。

第1に、今回明らかになった文書は、単に法案成立前に関係官庁が一般的な「分析・研究」を行なうことを越える重大な問題をもっている。そもそもこの文書を作成した統合幕僚監部は自衛隊を統合運用する組織である。また本文書によると、今後はこの統幕が主管となって「日米共同計画」という軍事作戦計画を「計画策定」するものとされている。このような軍事作戦の策定・運用にあたる組織が、その合憲性に深刻な疑義のある法案について、その成立を何らの留保なしに予定して検討課題を示すことは、憲法政治上の重大な問題である。

第2に、この文書は、「日米防衛協力のための指針」（以下、ガイドライン）実施のための国内法整備が今回の安保安法案であり、この法案にない事柄は国会に諮ることなく実施されることが当然として

私たちが憲法研究者有志は、国権の最高機関である国会が、今回明らかになった文書もつ深刻な問題を受けとめ、唯一の立法機関としての役割を真摯（しんし）に果たし、国民の代表として国民の信託に応えることを求めるものである。

第1に、今回明らかになった文書は、単に法案成立前に関係官庁が一般的な「分析・研究」を行なうことを越える重大な問題をもっている。そもそもこの文書を作成した統合幕僚監部は自衛隊を統合運用する組織である。また本文書によると、今後はこの統幕が主管となって「日米共同計画」という軍事作戦計画を「計画策定」するものとされている。このような軍事作戦の策定・運用にあたる組織が、その合憲性に深刻な疑義のある法案について、その成立を何らの留保なしに予定して検討課題を示すことは、憲法政治上の重大な問題である。

第2に、この文書は、「日米防衛協力のための指針」（以下、ガイドライン）実施のための国内法整備が今回の安保安法案であり、この法案にない事柄は国会に諮ることなく実施されることが当然として

第3に、この文書は、ガイドラインにも記されていないACM（同盟調整メカニズム）内の「軍間の調整所」設置、そして法案に特定されていない地域をあげて南スーダンプK Oへの「駆け付け警護」等の業務の追加、南シナ海における警戒監視などへの関与

第4に、ここで挙げられている検討課題が、駆け付け警護における武器使用基準の緩和、平時からのアセツト防護、そして在外邦